



令和7年5月26日

令和7年度危険物安全週間の実施について

危険物安全週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を目的としており、都民に対する身近な危険物の安全な取扱いに関する知識の普及啓発を行うとともに、各事業所における自主保安体制の確立を推進します。

1 実施期間

令和7年6月8日（日）から6月14日（土）まで

2 推進項目

(1) 都民一般を対象とした項目（別添1）

ア 身の回りにある危険物の安全な取扱いの普及啓発

近年、身の回りにある危険物を含む物品による火災等が発生していることから、身の回りにある危険物の安全な取扱方法について普及啓発する。

イ 給油取扱所の安全な利用に関する普及啓発

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフスタンド）において利用者の不注意等による事故が高い割合で発生していることから、セルフスタンドの適切な利用方法について普及啓発する。

(2) 危険物施設等を有する事業所を対象とした項目

ア 危険物を貯蔵し、取り扱う事業所の自主保安体制の向上

① 地震対策

首都直下地震の発生が危惧される中、令和6年宮城県沖地震の発生に伴い、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意報）が発表されたことにより、事業者の防災についての関心が高まっていることから、危険物を貯蔵し、取り扱う施設に対し、地震対策等（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等を含む）について指導する。

② 風水害対策

例年、梅雨期や台風期などにおいて局地的大雨や集中豪雨等が観測され、河川の氾濫等により多くの事故が発生していることから、危険物を貯蔵し、取り扱う施設の風水害対策について指導する。

イ 給油取扱所における事故防止

東京消防庁管内の危険物施設の事故において、給油取扱所での事故が依然として高い割合で発生していることから、適正な危険物の取扱いやセルフスタンドでの適

正な監視業務、また利用者に対する注意喚起について指導する。

ウ 石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の防災体制の充実強化

石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に対し、防災体制の充実強化のため「自衛防災組織の指導マニュアル」に基づき指導する。

エ 危険物施設等以外の場所で危険物を取り扱う事業所の適切な危険物の取扱い

学校や作業所などの危険物施設等でない場所で危険物を取り扱う際の事故が発生していることから、危険物取扱者以外が危険物を取り扱う事業所に対し、危険物の適正な取扱方法及び事故発生時の対応要領等について指導する。

3 危険物安全週間に伴う消防演習（別添2）

危険物施設内での危険物流出及び火災への対応能力の向上並びに事業所等との連携活動能力の向上を図ることを目的として消防演習を実施します。

(1) 日時

令和7年6月3日（火）10時30分から11時15分まで

(2) 場所

第八消防方面本部 方面訓練場

（東京都立川市泉町1156番地の1）

(3) 協力事業所

株式会社SUBARU 東京事業所

※ 一般の方の訓練の見学はお断りしております。予めご了承ください。

4 危険物安全週間に関する特設ページの開設

東京消防庁ホームページに令和7年度危険物安全週間特設ページを開設しました。

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/k_week/index.html#top



5 危険物安全週間に伴う各署の行事予定

東京消防庁公式アプリのイベント情報でご確認ください。

問合せ先

（東京消防庁（代） 電話3212-2111
危険物課製造所規制係 内線4845
広報課報道係 内線2345～2350）

身近な危険物の安全な取り扱い方法をチェックしましょう！

身近な危険物を含む物品

危険物は、普段の生活の身近なところにたくさんあります。車の燃料や消毒用アルコールが危険物なのはご存じかもしれませんが、モバイルバッテリーなど意外なところにも危険物が使用されている場合があります。中に入っている危険物の量は少量の場合もありますが、大きな火災に発展する可能性があります。



車の燃料
(ガソリン、軽油)



ストーブの燃料
(灯油)



消毒用アルコール、
度数が高い酒類



アロマオイル、
動植物油



スプレー缶
(エアゾール製品)



モバイルバッテリー
(リチウムイオン電池)



着火剤、固形燃料



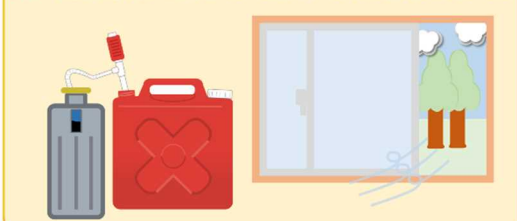
その他

危険物を使用するときの注意事項

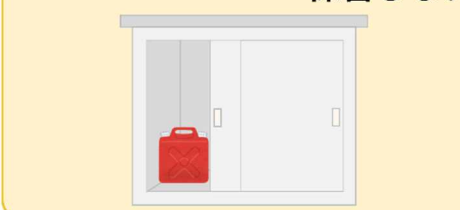
- 火気の近くでは使用しない



- 詰替えを行う場所では換気する



- 直射日光が当たる場所に保管しない



- 自治体の分別排出ルール・指示に従って正しく廃棄



ガソリンスタンドでの事故について

身近な危険物を取り扱う施設であるガソリンスタンドですが、スタンド利用者が原因となる事故が多発しています。



セルフスタンド利用時のポイント！

● ガソリンスタンド内は安全運転

ガソリンスタンド内には、様々な機器や他の車両があり、運転には十分な注意が必要です。

急発進、急ハンドルは避けましょう。



● 案内標示に従い駐車

矢印などの誘導に従い、白線などで示された場所に停車し、必ずエンジンを停止しましょう。



● 静電気除去シートにタッチ

給油キャップを開ける前に「静電気除去シート」に触れ、静電気を除去してから給油を始めましょう。



● 正しい操作で給油

選んだ油種の給油ノズルを取り、給油口の奥まで差し込み、レバーをしっかりと握って給油をしましょう。



● 継ぎ足し給油をしない

満タンになると給油は自動的に停止します。吹きこぼれるおそれがあるので継ぎ足し給油はやめましょう。



● 給油キャップの置忘れ注意

給油口からガソリンや可燃性蒸気が漏れないよう、給油キャップは忘れずに締めましょう。



令和 7 年度危険物安全週間に伴う消防演習について

1 日時

令和 7 年 6 月 3 日（火） 10 時 30 分から 11 時 15 分まで

2 場所

第八消防方面本部 方面訓練場（立川市泉町 1156 番地の 1）

3 内容

(1) 第一部 消防演習

令和 7 年 6 月 3 日（火） 10 時 30 分ごろ、多摩東部直下を震源とする地震により株式会社 S U B A R U 東京事業所敷地内で走行していたタンクローリーと車両との交通事故が発生し、複数の傷者と危険物が流出した想定で、演習を行います。

(2) 消防ヘリによるホイスト救助

傷者が屋上にいるとの想定で、航空救助機動部隊の隊員がホイスト降下し、傷者を航空救助用担架に収容、再びホイストする救助活動を披露します。

(3) 第二部 消防車両の紹介と一斉放水

危険物火災が発生した場合に活用することが予想される、屈折放水塔車、大型化学車、無人走行放水車等の紹介及び一斉放水を行います。

4 統裁者等

統裁者	第八消防方面本部長	小野寺 道範（おのでら みちのり）
統括指揮者	三鷹消防署長	持丸 敏昭（もちまる としあき）
指揮者	三鷹消防署警防課長	深作 友明（ふかさく ともあき）

5 参加機関

- (1) 株式会社 S U B A R U 東京事業所
- (2) 東京消防庁

計 2 機関

6 演習時系列

10 時 30 分	第一部 消防演習開始
10 時 45 分	消防ヘリによる救助の展示
10 時 52 分	第二部 消防車両等紹介
10 時 56 分	一斉放水

7 取材について

- (1) 取材を希望する社は、6 月 2 日（月） 12 時 00 分までに広報課報道係までご連絡ください。
- (2) 9 時 45 分から受付場所（別図参照）にて受付を開始いたします。事前説明は 10 時 00 分から演習会場で行いますので、それまでに受付を済ませてください。
- (3) 施設内での取材時は必ず自社腕章とヘルメットを着用してください。
- (4) 駐車場はありませんので、予めご了承ください。

危険物安全週間に伴う消防演習 実施場所案内図

